

2023年6月27日

各位

会社名 参 天 製 薬 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長兼 CEO 伊藤 毅 (コード番号 4536 東証プライム) 問合せ先 IR 室 室長 佐久間 ギョム (TEL 06-7664-8621)

# 譲渡制限付株式報酬制度およびリストリクテッド・ストック・ユニット制度に基づく 自己株式の処分に関するお知らせ

参天製薬株式会社(本社:大阪市、以下「当社」)は、本日、当社の社外取締役を除く取締役及び執行役員に対して、譲渡制限付株式報酬制度(以下、RS 制度)およびリストリクテッド・ストック・ユニット制度 (以下、RSU 制度)に基づき、自己株式の処分(以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。)を行うことを取締役会で決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

#### 1. 概要

(1)	処	分	期	田	2023年7月21日
(2)	処分する株式の種類				以 大 並 `
	及	7	Ţ,	数	当社普通株式 141,701 株
(3)	処	分	価	額	1 株につき 1,239.5 円
(4)	処	分	総	額	175,638,390 円
(5)	処分先及びその人数				取締役(社外取締役を除く) 2 名 35,336 株
	並びに処分株式の数				執行役員 12名 106,365株(RSU制度1名を含む)
(6)	そ	Ø,	り	他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の
					効力発生を条件とします。

## 2. 目的及び理由

当社は、2018年5月9日開催の取締役会において、中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、2018年度に当社の社外取締役を除く取締役(以下「対象取締役」といいます)及び執行役員(以下、対象取締役と総称して「対象取締役等」といいます)に対する報酬としてRS制度を導入することを決議し、同年6月26日開催の第106期定時株主総会において、本制度の導入につき、ご承認をいただいております。2020年度には、当社の日本法人から海外子会社に出向する執行役員(以下、「対象者」といいます)に対する株式報酬としてRSU制度を導入しました。本自己株処分は、これらの制度に基づき実施するものです。

## 3. RS 制度の概要

本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます)の概要は、下記のとおりです。

- (1) 譲渡制限期間 2023年7月21日~2026年7月20日
- (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、使用人その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあることを条件として、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本株式」といいます。)の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

- (3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他正当な事由により退任した場合の取扱い
  - ① 譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、使用人その他これに準ずる 地位のいずれの地位からも任期満了又は定年その他正当な事由(死亡による退任又は退職の場合を 含む)により退任又は退職した場合には、対象取締役等の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡 制限を解除する。

- ② 譲渡制限の解除対象となる株式数 ①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本株式数とする。
- (4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本株式について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

## 4. RSU 制度の概要

当社の RSU 制度は、対象者に対して、当社が対象者ごとにあらかじめ定める数の当社普通株式に相当する 基準株式ユニットを付与し、あらかじめ定めた 3 年間の待機期間の終了後に、1 ユニットあたり 1 株の当社普通 株式を事後交付する株式報酬です。待機期間中に当社または当社グループ会社と対象者との雇用等の関係が 終了した場合は、ユニットは当該雇用等の終了時点で消滅します。ただし対象者が任期満了、定年その他正当 な事由によって退任または退職する場合には、退任または退職の直後の時点をもって、ユニットの全数につい て権利確定します。

なお、当社株式の割当てに伴い、各対象者に納税費用が発生するため、当社は、各対象者に対し、当社株式の割当ての際に各対象者が負担することとなる納税費用を考慮した額の金銭を支給します。対象者に交付する当社株式の数および支給する金銭の額は、次のとおり計算します。

- ① 各対象者に交付する当社株式の数
  - 基準株式ユニット数×50%
- ② 各対象者に支給する金銭の額

(基準株式ユニット数-上記①で算定した当社株式の数)×交付時株価(※1)

※1 2023年7月21日(交付日)の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値とします。

### 5. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、当社の第112期事業年度の本譲渡制限付株式報酬および本リストリクテッド・ストック・ユニット制度に基づき支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2023年6月26日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である1,239.5円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上

#### Santen について

Santen は、眼科に特化したスペシャリティ・カンパニーとして、医療用・一般用の医薬品や、医療機器の研究、 開発、販売・マーケティング活動を行っており、世界約60を超える国・地域で製品を販売しています。

Santen が目指す理想の世界、「WORLD VISION」(Happiness with Vision)の実現に向け、世界中の技術や組織・人材をつなぎ、「見る」を通じて人々の幸せを実現する Social Innovator として、眼の疾患や不具合に起因する世界中の人々の社会的・経済的な機会損失を削減することを目指します。

130年の歴史の中で培われた科学的知見や企業力を活かし、製薬企業としての枠を越え、患者さん起点で眼科 医療ソリューションの開発と提供に取り組み、価値ある製品・サービスの提供を通じ、患者さんや患者さんを愛す る人たちを中心に社会への貢献を果たしていきます。

詳細については、当社ホームページ https://www.santen.com/ja をご参照ください。